

(別添①)

廿日市市留守家庭児童会おやつ提供業務委託仕様書

1 業務名

廿日市市留守家庭児童会おやつ提供業務

2 業務目的及び概要

廿日市市（以下、発注者という。）が設置する各留守家庭児童会での、おやつの調達や搬入作業の負担軽減による保育サービスの質の向上を目的とし、発注者の管理により必要量のおやつの調達及び配送を一括して行う。

3 業務委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

4 配送先及び配送日

廿日市内の公立留守家庭児童会17カ所。
配送可能日は、令和9年度留守家庭児童会開所日（別紙1「令和9年度留守家庭児童会カレンダー」のとおり）とする。

	名称	実施場所
1	廿日市児童会	本町2番13号 廿日市市立廿日市小学校内
2	平良児童会	陽光台一丁目4番地1 平良児童館内
3	原児童会	原433番地 廿日市市立原小学校内
4	宮内児童会	宮内1518番地 廿日市市立宮内小学校内
5	地御前児童会	地御前四丁目3番1号 廿日市市立地御前小学校内
6	佐方児童会	佐方10番地1 廿日市市立佐方小学校内
7	阿品台東児童会	阿品台東2番1号 廿日市市立阿品台東小学校内
8	阿品台西児童会	阿品台西1番1号 廿日市市立阿品台西小学校内
9	金剛寺児童会	地御前二丁目22番1号 廿日市市立金剛寺小学校内
10	宮園児童会	宮園一丁目1番地2 廿日市市立宮園小学校内
11	四季が丘児童会	四季が丘八丁目1番地1 廿日市市立四季が丘小学校内
12	友和児童会	友田30番地1 友和児童館内
13	津田児童会	津田2740番地 廿日市市立津田小学校内
14	吉和児童会	吉和1555番地1 廿日市市立吉和小学校内
15	大野東児童会	大野840番地6 大野東児童館内
16	大野西児童会	大野原四丁目3番11号 大野西児童館内
17	宮島児童会	宮島町779番地2 廿日市市立宮島小学校内

5 提供食数見込み

年間264,000食（1か月当たり22,000食を想定）

※ 令和7年度の実績値に基づく見込みであり、契約期間中の数量を保証するものではない。

6 費用負担

本事業における費用負担は次のとおりとする。

- (1) 利用者からのおやつ実費分の徴収は発注者が行い、各児童会に配送済みのおやつ実費分の費用を月末締め翌月中払いで発注者が受注者に支払う。
- (2) 本業務に要するおやつ実費分以外の費用はすべて受注者の負担とし、発注者は、配送料、事務経費等その他一切の費用を負担しない。
- (3) 本事業における受注者の損失・不利益について、発注者は、その一切を補償しない。

7 業務内容

(1) おやつの調達

ア おやつは、事務費や配送料を含め1食当たり75円（税込）で調達すること。ただし、予算の執行状況により年度の途中で1食あたりの単価を調整する必要がある場合は別途協議によって決定する。

イ 1食当たりのおやつの品数は、1人当たり2品程度とし、個包装のものを調達すること。

ウ おやつの賞味期限は、配送日から最低2週間の期間があるものとする。

エ おやつの内容は、児童の飽きがこないよう定期的に種類を変えるなど工夫し、嗜好に合ったものとする。

オ アレルギー疾患を有する児童がいることを十分考慮し、できる限りアレルギー物質の少ない商品を選定すること。

(2) おやつの配送

ア (1)について、市の指定した人数分のおやつ2週間分を提供日の前日までに、事業実施施設の開所時間内に配送し、納品すること。

イ 市が指定した人数に変更が生じた場合には対応すること。

ウ 職員がおやつを提供する際に、負担が少なくなるよう配慮すること。

(3) 事故発生時の対応

ア 受注者は、事故の発生が確認された場合、直ちに発注者へ報告すること。

イ 事故のため、受注者が期限までに配送することが困難となった場合、受注者は代替策を用意するなど、利用者に不利益を与えないように努めること。

(4) 安全・衛生管理

ア 受注者は、おやつの調達、配送等に当たっては、衛生管理を適切に行うこと。

イ 受注者は、業務を実施するに当たり、常に食品衛生法その他関係法規を守り、監督官庁の指示に従うこと。

8 その他

- (1) 受注者は、業務全体の管理責任者を配置すること。
- (2) 受注者は、おやつの配送日には必ず連絡対応（電話、メール等）ができる体制にすること。
- (3) 受注者は、やむを得ない事情により本事業から撤退する場合は、3か月以上前に発注者へ報告しなければならない。
- (4) 受注者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (5) 受注者は、本事業実施により知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。なお、契約終了後及び解除後も同様とする。
- (6) 発注者は、配送中の事故その他受注者の故意又は過失によって生じた損害について一切責任を負わない。
- (7) 本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、これを定める。